

営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施に係る運用について

(令和4年3月17日付け R03-08060-03097)「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」により定められた「営繕工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」の運用上の留意事項は下記のとおりとする。

記

1. 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算

- (1) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算は、長崎県公共建築工事積算基準（令和3年7月）第8（設計変更における工事費）の規定に準じるものとする。
- (2) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算における共通費の算定は、長崎県公共建築工事共通費積算基準（平成29年2月）3（7）、4（7）及び5（4）の規定に準じるものとする。
- (3) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる単価及び価格は、公共建築工事標準単価積算基準（平成19年2月15日付け国営計第145号）第1編5（設計変更時の取り扱い）の規定に準じるものとする。
- (4) 入札時積算数量書の訂正に伴う工事費の積算に用いる数量は、入札時積算数量書の訂正の対象となった積算数量及び当該積算数量に関連する項目の、訂正後の積算数量における訂正分の数量とする。

2. 入札時積算数量書別紙明細の公開等

(1) 入札時積算数量書別紙明細について

「入札時積算数量書別紙明細」とは、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目のうち、必要に応じて別途作成される当該細目の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す書面（電磁的記録に記録されたものを含む）。また、入札時積算数量書において、数量を一式としている共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、必要に応じて別途作成される各費用の根拠となる名称、数量及び単位を取りまとめて示す共通仮設費明細書、現場管理費明細書及び一般管理費等明細書を含むものとする。ただし、数量基準において数量算出の方法が規定されていない

ものは除くことができる。

(2) 入札時積算数量書別紙明細の公開

「入札時積算数量書別紙明細」は、全て公開するものとする。なお、原則として見積りを行うために必要な図面及び仕様書の交付に併せて公開するものとする。

(3) 入札時積算数量書別紙明細の取扱い

「入札時積算数量書別紙明細」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための参考資料であり、契約書第1条にいう設計図書及び18条の2にいう入札時積算数量書ではない。

以上

担当：土木部建築課計画指導班（内線：3095）